

<報道発表資料>

平成 26 年 3 月 26 日

特商法・行政処分情報

排水管洗浄等の訪問販売事業者に対する業務停止命令（6 か月）等について

埼玉県は、本日、排水管洗浄（役務提供）等の訪問販売事業者に対し、特定商取引法の規定に基づく業務停止命令（6 か月）及び県消費生活条例の規定に基づく勧告（改善指導）を行いました。

この事業者は、排水管洗浄が目的の勧誘であることを告げずに「排水管の点検に来ました。」などと告げて、排水管洗浄を行っていました。

また、排水管洗浄後、床下防蟻及び防湿施工等が目的の勧誘であることを明らかにせずに、「先日の洗浄した工事の後を調べたいので、床下を見せてください。」などと告げて、シロアリがいるなどと消費者の不安をあおって、床下防蟻及び防湿施工等を行っていました。

認定した違反行為は、勧誘目的等不明示です。

なお、同社の一部従業員は、特定商取引法に基づく業務停止命令等行政処分を受けた「株式会社埼玉栄住設」（平成 23 年 6 月 21 日業務停止命令 3 か月）及び「株式会社関東勝和設備」（平成 24 年 3 月 21 日指示）の元従業員でした。

●行政処分の概要

1 被処分・勧告事業者

- (1) 名 称 株式会社トップライジング
- (2) 代表者 代表取締役 久保下 芳紀
- (3) 所在地 埼玉県志木市本町六丁目 21 番 7 号 T S アーバン 102

2 業務停止期間

平成 26 年 3 月 27 日から平成 26 年 9 月 26 日までの 6 か月間

3 違反行為等の内容

○ 勧誘目的等不明示（特定商取引法第3条）

同事業者は、勧誘に先立って、排水管洗浄契約について勧誘する目的であることを告げていませんでした。

また、排水管洗浄後に消費者に対して、床下防蟻及び防湿施工等の契約について勧誘する目的であることを告げていませんでした。

○ 不安のあおり（条例第21条第1号に基づく規則第1条12号）

同事業者は、消費者に対し、「ゴキブリやシロアリがいる。このままにしておくと家が持たない。」、「外から見た通気孔付近にひびが入っている。今度大きな地震があれば、この家は必ず潰れるから補強工事もやった方がよい。」などと告げ、消費者の生活上の不安を殊更にあおること等により、心理的に不安な状態に陥れて床下防蟻又は防湿施工契約を勧誘し、締結させていました。

4 今後の対応等

○ この命令に違反した場合には、同法第70条の7及び第74条の規定により、違反行為者が2年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人が3億円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることがあります。

○ 条例に基づく勧告に対する改善措置について、県知事あて提出させ、経過を観察します。

○ 勧告に従わなかった場合には、条例第32条第2項の規定により、その旨を公表します。